

国民に負担を押しつける医療制度改革に反対する意見書

政府は、来年の通常国会に医療制度「改革」法案を提出する予定である。

その「たたき台」となる「試案」を厚生労働省が発表した。

「試案」は、医療費の伸びを抑えることを第一に掲げ、75歳以上の人から新たに保険料を取ったり、患者負担を大幅にふやす中身になっている。

高齢者がふえて、医療がますます必要となっているというのに、経済指標に合わせて総量抑制することを柱に据えた「試案」は、全くの暴論である。

医療とは何より、国民の命と健康を守るためのものであり、必要とするすべての人に保障されるべきものである。

生身の人間を無視して、景気の動向を決めるなどというのは、主権者・国民を冒瀆するものでしかない。

「試案」の中で紹介されているが、日本の総額医療費の対GDP比較は、OECD（経済協力開発機構）加盟30カ国中17位という低い水準である。

医療費を経済に比して過大であるかのように言う根拠は全くない。

「試案」に盛り込まれた、医療費の一定額（外来受診1回当たり1,000円）までを保険外対象とする「保険免責制度」の導入も、すべての高齢者から「年金からの天引き」という方法で保険料を徴収し、高齢者にかかわる医療費の1割を高齢者の保険料で賄い、医療施設での居住費と食事費の全額自己負担化を適用し、高齢者の窓口負担を引き上げる「新たな高齢者医療保険制度」も、保険による医療給付を減らす一方で、高齢者の負担は膨れ上がり続ける仕組みになっている。

財界・大企業は、医療費の抑制を強く主張してきた。社会保障に対する企業の税・保険料負担を減らしたいからである。

しかし、日本の企業の税・保険料負担は、ドイツの8割、フランスの5割である。

財界・大企業の身勝手な要求を優先して、国民の命と健康を切り縮めるやり方には何の道理もない。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、高齢者に負担を押しつける「医療制度改革大綱」は実施しないことを求め、国民に負担増を押しつけ、医療給付を減らすのではなく、国庫負担を計画的にもとに戻し、必要な人に必要な医療を受けられるようにする改革こそ、求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年12月21日

三鷹市議会議長 金 井 富 雄